

資料編

資料編

東京都児童福祉審議会 委員名簿

(区分ごと五十音順・敬称略)

区分	氏名	現職	専門分野等
委員	アオキ カツノリ 青木 克徳	(区長会代表)葛飾区長	関係団体等
委員	アキヤマ チユウコ 秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長	小児科医
委員	イシダ ヨシアキ 石田 芳朗	社会福祉法人至誠学舎立川 常務理事 児童事業本部長 至誠障害福祉総合センター長(兼務)	児童福祉施設
委員	イシモリ ヒロユキ 石森 博行	弁護士	司法関係
委員	イズミヤ トモヨシ 泉谷 朋子	聖隷クリストファー大学社会福祉学部准教授	児童福祉 (児童虐待)
委員	エノサワ ヨシヒコ 榎沢 良彦	東京家政大学家政学部教授	児童福祉 (保育・幼児教育)
委員	カケガワ アキ 掛川 亜季	弁護士	司法関係
委員長	カシワバ レイホウ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
委員	カトウ ショウゴ 加藤 尚子	明治大学文学部専任教授	臨床心理学
委員	カマクラ ミチヲ 鎌倉 道子	社会福祉法人聖オディリアホーム 聖オディリアホーム乳児院施設長	児童福祉施設
委員	カメオカ ケイオ 亀岡 保夫	公認会計士	会計
委員	カモ トシユキ 加茂 登志子	若松町こころとひなのクリニック PCIT研修センター長	精神科医
委員	カワカミ カズユキ 川上 一恵	東京都医師会理事	関係団体等
委員	カワマツ アキラ 川松 亮	明星大学人文学部常勤教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
委員	コバヤシ タカオ 小林 隆猛	東京都民生児童委員連合会副会長 葛飾区民生児童委員協議会会長	関係団体等
委員	サガ タケシ 佐賀 豪	弁護士	司法関係
委員	シキバ ノリ典 式場 典子	医療法人社団式場記念会 式場隆三郎記念クリニック院長	精神科医
副委員長	シンボ ユキオ 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
委員	ヒキノ たかなり 関野 たかなり	東京都議会厚生委員会委員長	都議会
委員	タカダ マリ 高田 真里	(都民公募)	都民
委員	タケウチ アキコ 竹内 章子	弁護士	司法関係
委員	ナカイダ イクミ 中板 育美	武蔵野大学看護学部教授	公衆衛生
委員	ナガシマ ケイコ 永島 恵子	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター理事長	建築
委員	ナカムラ ヒトシ 中村 仁志	弁護士	司法関係
委員	フジオカ タカシ 藤岡 孝志	日本社会事業大学名誉教授	臨床心理学
委員	マスダ ササエ 益田 早苗	敦賀市立看護大学非常勤講師	児童福祉 (社会的養護)
委員	ミヤタ リエ 宮田 理英	公益社団法人地域医療振興協会 東京北医療センター小児科部長	小児科医

(次頁に続く)

区分	氏名	現職	専門分野等
委員	宮原 理恵	(都民公募)	都民
委員	山本 恒雄	愛育研究所客員研究員	児童福祉 (児童虐待)
委員	山屋 春恵	常葉大学保育学部准教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
委員	横堀 昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授	児童福祉 (社会的養護)
委員	米原 立将	流通経済大学共創社会学部准教授	児童福祉 (保育)
委員	米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団全国療育相談センター センター長	小児科医
委員	和地 仁美	(市長会代表) 東大和市長	関係団体等
臨時委員	木村 秀樹	福生市子ども家庭部こども家庭センター課長	関係行政機関
臨時委員	齋藤 弘美	社会福祉法人大洋社常務理事 大田区立ひまわり苑統括施設長	母子生活支援施設
臨時委員	左近士 美和	中央区福祉保健部子ども家庭支援センター所長	関係行政機関
臨時委員	田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事	児童福祉 (社会的養護)
臨時委員	都留 和光	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院施設長	児童福祉施設
臨時委員	能登 和子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長	養育家庭
臨時委員	古川 康司	中野区児童相談所長	関係行政機関
臨時委員	増沢 高	社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター 副センター長	臨床心理学
臨時委員	武藤 素明	社会福祉法人二葉保育園常務理事 二葉学園統括施設長	児童福祉施設

東京都児童福祉審議会 専門部会
(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

■委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属	専門分野
掛川 亜季	弁護士	司法関係
木村 秀樹	福生市子ども家庭部こども家庭センター課長	関係行政機関
齋藤 弘美	社会福祉法人大洋社常務理事 大田区立ひまわり苑統括施設長	母子生活支援施設
左近士 美和	中央区福祉保健部子ども家庭支援センター所長	関係行政機関
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)
高田 真里	公募委員	都民公募
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事	児童福祉 (社会的養護)
都留 和光	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 施設長	児童福祉施設
中板 育美	武蔵野大学看護学部教授	公衆衛生
能登 和子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長	養育家庭
古川 康司	中野区児童相談所長	関係行政機関
増沢 勉高	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 副センター長	臨床心理学
宮原 理恵	公募委員	都民公募
武藤 素明	社会福祉法人二葉保育園常務理事 二葉学園 統括施設長	児童福祉施設
横堀 昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授	児童福祉 (社会的養護)
米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長	小児科医
柏女 霊峰 *	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉 (児童家庭福祉)

*オブザーバー

東京都社会的養育推進計画の審議経過等

令和5年期東京都児童福祉審議会において、下記のとおり審議等を実施

会議・公表等	開催日	審議経過等
東京都児童福祉審議会第2回本委員会	令和6年2月5日	・新たな東京都社会的養育推進計画策定に向けた専門部会の設置を決定
東京都児童福祉審議会第1回専門部会	令和6年6月25日	・本計画におけるパーマネンシー保障の考え方について検討 ・本計画の構成案について検討 ・代替養育を必要とする児童数の推計及び里親委託率の案について検討
東京都児童福祉審議会第2回専門部会	令和6年8月6日	・本計画の構成案について検討 ・本計画記載事項ごとの検討（第3章目標1から3）
東京都児童福祉審議会第3回専門部会	令和6年9月6日	・本計画記載事項ごとの検討（第3章目標4から9）
東京都児童福祉審議会第4回専門部会	令和6年10月29日	・本計画骨子案検討 ・一時保護所の体制強化に係る緊急提言
心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議	令和6年12月2日	・児童自立支援施設の支援体制のあり方について
東京都児童福祉審議会第5回専門部会	令和6年12月20日	・本計画素案の検討 ・心理的・治療的ケア体制の集中討議について
東京都児童福祉審議会第3回本委員会	令和7年1月10日	・東京都社会的養育推進計画（案）について審議
パブリックコメント	令和7年2月3日から3月4日まで	・東京都社会的養育推進計画（案）のパブリックコメントの実施
公表	令和7年3月31日	・東京都社会的養育推進計画を公表

指標一覧（再掲）

取組	指標名	現状	目標値
目標1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実			
取組1-3	社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子供自身に対する子供の権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	<ul style="list-style-type: none"> 被措置児童等の権利擁護に関する説明会 （全10回、参加者253名） （令和6年度） 子供の権利ノート説明訪問 （18か所、参加者531名） （令和6年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 被措置児童等の権利擁護に関する説明会（全希望者が参加） 子供の権利ノート説明訪問（全対象施設等を3年ごとに訪問）
取組2-1 取組2-2	意見表明等支援事業を利用可能な子供の人数及び事業を利用した子供の人数、第三者への事業委託状況（子供と利益相反のない独立性を担保しているか）	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な子供の人数 （143名） （令和6年12月） 利用した子供の人数 （141名） （令和6年12月） 第三者への委託は実施済み （令和6年度） ※意見表明等支援員のモデル導入における実績 ※利用した人数は、面談した児童の延べ人数 	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な子供の割合 （100%） 引き続き適切な団体へ委託

取組	指標名	現状	目標値
共通	措置児童等を対象とした子供の権利擁護に関する取組に係る子供本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	措置児童等を対象とした子供の権利擁護に関する取組に係る子供本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知度（97%） （令和6年12月） ・利用度（99%） （令和6年12月） ・満足度（90%） （令和6年12月） ※意見表明等支援員のモデル導入における調査による ※利用度は、面談した児童の延べ人数を基に積算
取組1-1	措置児童等を対象とした子供の権利に関する理解度（子供の気持ちや意見についてどのように大人が考えたり、対応するか説明されているか）	33% （令和6年度） ※一部の措置児童を対象とした調査による	子供が権利について知る機会を適切に確保
取組1-1 取組2-1 取組2-2	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子供の割合（周りの人に気持ちや意見を言えているか、児童相談所の人に伝えたいことを伝えられているか）及び意見表明に係る満足度（周りの人は話を聞いてくれるか、気持ちや意見が大切にされていると感じるか、児童相談所の人にもっと会いに来てもらいたいかな）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見表明ができる子供の割合（65%） （令和6年度） ・意見表明に係る満足度（62%） （令和6年度） ※一部の措置児童を対象とした調査による	全ての子供が意見表明をできるよう希望に応じた支援を実施
取組3	児童福祉審議会における子供の権利擁護に関する専門部会又はその他の子供の権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対して子供から意見の申立てがあった件数	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会子供権利擁護部会の設置 （令和6年度） ・児童福祉審議会への子供からの申立て件数（1件） （令和6年12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き適切な審議体制を確保 ・引き続き適切に申立て制度を運用

取組	指標名	現状	目標値
共通	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子供（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	・児童福祉審議会専門部会等における社会的養護経験者の委員任用及び子供へのアンケート実施（令和6年度）	引き続き実施
目標2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築			
取組1-1	こども家庭センター体制強化事業実施自治体数（都独自）	14自治体 （令和6年度）	全自治体
取組1-1	こども家庭センター設置に向けた区市町村研修受講自治体数（都独自）	47自治体 （令和6年度）	全自治体
取組1-2	産後ケア事業の利用率（都独自）	23.1% （令和4年度）	増やす
取組1-2	都道府県と市区町村との人材交流の実施状況	子供家庭支援センターから児童相談所への研修派遣を受け入れている	増やす
取組1-2	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	36自治体 （令和6年度）	増やす
取組1-2	市区町村における子育て短期支援事業を委託できる里親・ファミリーホーム	232か所 （令和6年度）	増やす
取組1-3	特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	母子保健研修等 11回 受講者 9,045名 （令和5年度）	研修の着実な実施
取組1-3	助産施設の設置数	38施設 （令和5年度）	助産施設を引き続き確保する

取組	指標名	現状	目標値
目標3 家庭と同様の環境における養育の推進			
共通	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	【里親等委託率】 3歳未満 14.4% 3歳～就学前 23.7% 学童以降 16.9% 合計 17.5% (令和5年度)	【里親等委託率】 3歳未満 50.5% 3～就学前 50.5% 学童以降 33.6% 合計 37.4%
共通	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の登録率、稼働率	【登録率】 42.5% 【稼働率】 41.3% (令和5年度)	【登録率】 74.6% 【稼働率】 50.0%
共通	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	養育里親 801 家庭 専門里親 19 家庭 養子縁組 448 家庭 (令和5年度)	養育里親 1,669 家庭 専門里親 40 家庭 養子縁組 933 家庭
共通	ファミリーホーム数	30 ホーム (令和5年度)	40 ホーム (定員 240 人)
共通	里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	年 6 回 (令和5年度)	年 6 回で継続

取組	指標名	現状	目標値
共通	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの委託里親数、委託児童数	<p>【養育里親】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託里親数 383 家庭 委託児童数 445 人 <p>【専門里親】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託里親数 5 家庭 委託児童数 5 人 <p>【養子縁組里親】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託里親数 49 家庭 委託児童数 52 人 <p>(令和5年度)</p>	増やす
共通	新規ファミリーホーム数、委託児童数	<p>新規 2ホーム (令和5年度)</p> <p>委託児童数 120人 (令和5年度)</p>	増やす
共通	里親登録(認定)に対する委託里親の割合	38.0% (令和5年度)	増やす
取組2-1	里親支援センターの設置数	—	フォスタリング機関の実施状況を評価の上で検討
取組2-1	民間フォスタリング機関の設置数	8 児童相談所 (令和7年1月)	都児相管轄内すべてに設置
取組2-1	児童相談所における里親等支援体制の整備	フォスタリング機関事業の実施8か所 (令和7年1月)	都内全域

取組	指標名	現状	目標値
取組2-2	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	96回 延べ1,014人 (都実施分) (令和5年度)	増やす
取組3-1	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	36件 (令和5年度)	必要に応じた対応の着実な実施
取組3-2	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0件(都児相所管分) (令和5年度)	—
取組3-1	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	2件(都児相所管分) (令和5年度)	申立の積極的な検討と、必要に応じた対応の着実な実施
取組3-2	里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	フォスタリング機関 8か所 (令和7年1月) 民間あっせん機関(都内) 5機関 (令和6年度)	連携強化
目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備			
取組1-1	児童養護施設定員に占める定員6名以下のユニットの割合	60.4% (令和6年度)	100% ※ただし、代替養育の状況による
取組1-1	乳児院定員に占める定員6名以下のユニットの割合	59.8% (令和6年度)	上げる
取組1-1	グループホームの定員数	1,141名 (令和6年度)	増やす
取組1-2	一時保護専用施設の整備施設数(一時保護委託専用ユニット)	乳児院4箇所 児童養護施設1箇所 (令和6年度)	増やす

取組	指標名	現状	目標値
取組1-2	里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	6施設（都内8箇所に設置済） （令和7年1月）	全児相ごとに設置
取組1-2	区市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	1,533箇所 （令和6年度）	増やす
目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実			
取組1-1	専門機能強化型児童養護施設の実施施設数	40施設 （令和6年6月）	全施設
取組1-2	乳児院の家庭養育推進事業	9施設 （令和6年6月）	全施設
取組1-3	乳児院の医療体制整備事業	2施設 （令和6年6月）	継続
目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援			
1-2	児童自立生活援助事業の実施箇所数	I型：18箇所 II型・III型：0箇所 （令和6年4月）	増やす
1-2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	3箇所(都所管) （令和6年4月）	実態調査を踏まえ協議会で検討
目標7 児童相談体制の強化			
(1) 取組1-1	第三者評価を実施している児童相談所数	6か所 （令和6年度）	全児童相談所
(1) 取組1-1	児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司507人 児童心理司251人 （令和6年度）	国の政令基準の達成・維持

取組	指標名	現状	目標値
(1) 取組1-1	市町村支援児童福祉司の配置数	2人 (令和6年度)	国の政令基準の達成・維持
(1) 取組1-1	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	66人 (令和6年度)	必要に応じて体制を強化
(1) 取組1-1	医師の人数	28人(うち、会計年度任用職員は21人) (令和6年度)	必要人員を確保
(1) 取組1-1	保健師の人数	12人(会計年度任用職員) (令和6年度)	必要人員を確保
(1) 取組1-1	弁護士的人数	協力弁護士67人(うち、24人は会計年度任用職員を兼ねる) (令和6年度)	必要人員を確保
(1) 取組2-1	児童相談所の管轄人口(100万人を超えている場合は、推移も)	児童相談センター：129万人、江東児相：82万人、品川児相：142万人、杉並児相：91万人、北児相36万人、足立児相69万人、練馬児相74万人、八王子児相：118万人、立川児相：75万人、小平児相：116万人、多摩児相：82万人 (住民基本台帳による世帯と人口 令和6年1月1日)	人口規模などを考慮し、児童相談所の管轄区域の見直しを実施

取組	指標名	現状	目標値
(2) 取組2-1	中核市・特別区における児童相談所の設置状況	9区 (令和6年10月)	—
(2) 取組2-1	中核市・特別区における児童相談所の今後の設置見込(検討中のものを含む)	—	令和8年度末までに3区設置予定
目標8 一時保護児童への支援体制の強化			
(1) 取組1-1	一時保護施設の定員数	250人 (民間委託含まない都児相の定員数) (令和6年度)	350人(見込み・民間委託は含まない都児相の定員数)
(3) 取組3-1	第三者評価を実施している一時保護施設数	全11か所(民間委託の3か所含む) (令和6年度)	全児童相談所で実施

【参考】東京都の普及啓発キャラクターについて

○東京都里親制度PRキャラクター さとペン・ファミリー

ペンギンは子煩悩な動物で、オスとメス、群れで協力してヒナを守り、子育てをします。

ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親制度においても、里親や社会が手を取り合いながら子育てをしていくこと、里親がごく普通のこととして受け入れられるような社会になるようにという願いを込めています。



○東京都児童虐待防止推進キャラクター OSEKKAIくん

都民の皆様、児童虐待防止に関心を持っていただき、地域でOSEKKAIしていただくことを目指して、児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクター「OSEKKAIくん」を作成しました。
(平成25年10月)

都民一人ひとりのOSEKKAIにより、児童虐待を未然に防止したり、早期対応に繋がることとなります。
皆様に、「OSEKKAI」の理解と協力をしていただけるよう、「OSEKKAIくん」と一緒に広報していきます。



児童虐待防止推進キャラクター
おせっかい
OSEKKAIくん

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第三項の規定に基づき、東京都における一時保護所（同条第一項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（次条及び第四条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

(目的)

第二条 この最低基準は、東京都における一時保護所では、一時保護を要する児童が多数存在するとともに、児童一人一人の状況に応じた個別的な支援が求められることを踏まえ、一時保護所の入所児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(用語の意義)

第三条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の向上)

第四条 知事は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

- 2 一時保護所は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。
- 3 最低基準を超えて設備を有し、又は運営する一時保護所は、最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護所の一般原則)

第五条 一時保護所は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 一時保護所は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護所の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 一時保護所は、業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善を図らなければならない。
- 4 一時保護所は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けるとともに、採光、換気その他の入所児童の保健衛生及び入所児童に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

(非常災害対策)

第六条 一時保護所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第七条 一時保護所は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護所の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護所での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護所は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第八条 一時保護所は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所児童への平等取扱原則）

第九条 一時保護所は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的な取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第十条 知事又は児童相談所長は、一時保護所において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護所においては、入所児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第十一条 一時保護所においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護所において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第十二条 一時保護所においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十三条 一時保護所においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護所において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。
- 3 一時保護所において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないよう、適切な設備により保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 一時保護所の職員は、入所児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条 一時保護所は、感染症や非常災害の発生時において、入所児童に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 一時保護所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第十六条 一時保護所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護所の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）又は屋外運動場（一時保護所の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童が可能な限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- 三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- 四 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- 五 児童三十人以上を入所させる一時保護所には、医務室及び静養室を設けること。
- 六 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員の一般的要件)

第十七条 入所児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第十八条 一時保護所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護所の職員の資質向上のために、入所児童の権利の擁護、入所児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第十九条 一時保護所は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護所にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護所にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護所にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

一 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）

二 嘱託医

三 看護師

四 保育士

五 心理療法担当職員

六 個別対応職員

七 学習指導員

八 栄養士又は管理栄養士

九 調理員

2 児童指導員、保育士及び心理療法担当職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 学習指導員の員数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第二十条 一時保護所（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護所（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下回ることはできない。

3 一時保護所において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合は、一時保護所には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努め

なければならぬ。

(一時保護所の管理者等)

第二十一条 一時保護所には、人格が高潔で識見が高く、一時保護所を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならぬ。

2 一時保護所には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならぬ。

3 指導教育担当職員は、一時保護所における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならぬ。

4 一時保護所の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う一時保護所の運営に関する必要な知識の習得及びその資質向上のための研修又はこれに準ずる研修を受講するものとする。

(児童指導員の資格)

第二十二条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならぬ。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
 - 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
- 2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(心理療法担当職員の資格)

第二十三条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第二十四条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

- 2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護所であって、学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第二十五条 一時保護所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該一時保護所の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として必要に応じ兼ねさせることができる。

- 2 前項の規定は、入所児童の居室及び一時保護所に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第二十六条 一時保護所は、入所児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。

- 2 一時保護所は、当該一時保護所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護所は、入所児童の希望等を勘案し、清潔を維持できるよう入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 4 一時保護所は、入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

(食事)

第二十七条 一時保護所は、入所児童に食事を提供するときは、当該一時保護所内で調理する方法（第二十五条第一項の規定により、当該一時保護所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護所は、入所児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する

献立によらなければならない。

- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理する場合は、この限りでない。
- 4 一時保護所は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十八条 児童相談所長は、入所児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果について必要な事項を入所児童の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ一時保護の解除又は医療上の措置等必要な手続について、児童相談所長又は知事に報告しなければならない。
- 3 一時保護所の職員の健康状態の把握に当たっては、入所児童の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護所における養護は、児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護所における生活支援は、児童の自主性を尊重し、かつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならない。

- 2 一時保護所における教育は、児童が適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。
- 3 一時保護所は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 一時保護所は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護所は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 児童相談所長は、入所児童の支援に当たっては、常に児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と連携を図らなくてはならない。

(規程)

第三十二条 一時保護所は、入所児童の支援に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。

(帳簿の整備)

第三十三条 一時保護所は、入所児童の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 一時保護所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護所の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第三十五条 知事は、入所児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の解決に当たって、当該一時保護所の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第三十六条 一時保護所及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(適用除外)

第三十七条 この条例の規定は、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市の区域における一時保護所（当該区域に存する東京都が設置する一時保護所を除く。）については、適用しない。

(委任)

第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する一時保護所（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十六条の規定は適用せず、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）第五十三条の規定を準用する。

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(非常災害対策)

第三条 条例第六条第二項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回実施しなければならない。

(一時保護所の設備の基準)

第四条 条例第十六条第七号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 二 少年の居室の一室の定員は一人とするよう努めるとともに、その面積は八平方メートル以上とするよう努めること。
- 三 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- 四 入所児童の年齢等に応じ、居室を男子と女子とに区別して設けること。
- 五 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- 六 浴室及び便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設ける場合は、この限りでない。

(一時保護所の職員)

第五条 条例第十九条第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童指導員及び保育士の総数は、幼児四人につき三人以上、少年二人につき一人以上とする。
 - 二 心理療法担当職員の員数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に個別的な支援を要する児童に対応するため、必要な員数を確保するよう常に努めるものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

一人ひとりと生きるまち。

